

福島県農業振興公社就農支援センター農業次世代人材投資資金
(準備型) 交付業務規程の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>福島県農業振興公社就農支援センター農業次世代人材投資資金(準備型) 交付業務規程</p> <p>(目的) 第1条 [略]</p> <p>(交付の要件) 第2条 1～2 [略] 3 研修計画(様式第1号)が次に掲げる基準に適合していること。 (1) 就農に向けて必要な技術等を習得できる研修機関等であると、農業次世代人材投資事業(準備型)等における研修機関等認定要領(令和2年5月14日付け2農支第643号福島県農林水産部長通知)により県が認めた、原則として、次の<u>認定</u>研修機関で研修を受けること。 ア 福島県農業総合センター(農業短期大学校、<u>果樹研究所等</u>) _____。 _____。 イ 郡山市園芸振興センター_____。 _____。 ウ くにみ農業ビジネス訓練所 エ 先進農家又は先進農業法人(以下「先進農家等」という) オ 他の都道府県が認める研修機関 なお、ア～オ以外の研修機関での研修を希望する場合は、県と協議を行うこととする。</p> <p>(2)～(3) [略]</p> <p>(4) 1～7 [略] _____ _____ _____ _____ 8 [略] 9 [略]</p>	<p>福島県農業振興公社就農支援センター農業次世代人材投資資金(準備型) 交付業務規程</p> <p>(目的) 第1条 [略]</p> <p>(交付の要件) 第2条 1～2 [略] 3 研修計画(様式第1号)が次に掲げる基準に適合していること。 (1) 就農に向けて必要な技術等を習得できる研修機関等であると、農業次世代人材投資事業(準備型)等における研修機関等認定要領(令和2年5月14日付け2農支第643号福島県農林水産部長通知)により県が認めた、原則として、次の____研修機関で研修を受けること。 ア 福島県農業総合センター(農業短期大学校、_____) イ 福島県農業総合センター 果樹研究所(講習生) ウ 郡山市園芸振興センター(こおりやま園芸カレッジ) エ くにみ農業ビジネス訓練所 オ 先進農家又は先進農業法人(以下「先進農家等」という) カ 他の都道府県が認める研修機関 なお、ア～カ以外の研修機関での研修を希望する場合は、県と協議を行うこととする。</p> <p>(2)～(3) [略]</p> <p>(4) 1～7 [略] 8 <u>原則として農林水産省経営局が運営する青年新規就農者ネットワーク(以下「一農ネット _____」という。)</u>に加入していること。 _____。 9 [略] 10 [略]</p>

(準備型資金金額及び交付期間)
第3条 [略]

(交付停止及び準備型資金の返還)
第4条 1～2 (1) [略]

(2) 全額返還

ア [略]

イ 研修 _____ 終了後
(研修中止後及び継続研修終了後
も含む。以下同じ。) 1年以内に原則
50歳未満で独立・自営就農、雇
用就農(農業法人等常勤すること
をいう。以下同じ。)又は親元就農
しなかった場合。

以下 [略]

ウ～オ [略]

カ 独立・自営就農又は 雇用就
農を交付期間の1.5倍(第2条の
第3項の(3)の海外研修を実施し
た者は5年間)又は2年間のいづ
れか長い期間継続しない場合。

以下 [略]

キ 就農後、交付期間の1.5倍又
は2年間のいずれか長い期間
以内(第9条8項の手続きを行
い、就農を中断した場合は、就
農中断期間を除いた就農期間
の合計が交付対象となる研修
期間の1.5倍又は2年間のい
ずれか長い期間以内)で第9条
の報告を行わなかった場合。

ク [略]

(研修計画の申請・承認)
第5条 [略]

(準備型資金の申請・交付)
第6条 [略]

(研修状況報告)
第7条 [略]

(交付の中止・休止)
第8条 1～2 [略]

3 準備型交付対象者は、病気などのや
むを得ない理由により研修を休止す
る場合は休止届(様式第6号)を公社
に提出する。なお、休止期間は原則1
年以内とする。

(準備型資金金額及び交付期間)
第3条 [略]

(交付停止及び準備型資金の返還)
第4条 1～2 (1) [略]

(2) 全額返還

ア [略]

イ 研修(継続研修も含む。)終了後
(研修中止
も含む。以下同じ。) 1年以内に原則
50歳未満で独立・自営就農、雇
用就農(農業法人等常勤すること
をいう。以下同じ。)又は親元就農
しなかった場合。

以下 [略]

ウ～オ [略]

カ 独立・自営就農若しくは雇用就
農を交付期間の1.5倍(第2条の
第3項の(3)の海外研修を実施し
た者は5年間)又は2年間のいづ
れか長い期間継続しない場合。

以下 [略]

キ _____ 交付期間の1.5倍又
は2年間のいずれか長い期間
以内 _____

_____ 第9条
の報告を行わなかった場合。

ク [略]

(研修計画の申請・承認)
第5条 [略]

(準備型資金の申請・交付)
第6条 [略]

(研修状況報告)
第7条 [略]

(交付の中止・休止)
第8条 1～2 [略]

3 準備型交付対象者は、病気などの
やむを得ない理由により研修を休止
する場合は休止届(様式第6号)を公
社に提出する。 _____

7 準備型交付対象者が妊娠・出産又は災害により研修を休止する場合は、**妊娠・出産については1度につき最長3年、災害については1度につき最長1年の休止期間を設けることができる。**

以下 [略]

(研修終了後の報告・継続研修)

第9条 1～3 (1) [略]

(2) 農の雇用事業等の研修生となっている者

雇用研修実施状況の確認結果について、農の雇用事業又は**就職氷河期世代雇用就農者実践研修支援事業**の事業実施主体に照会する。

(3) [略]

4 準備型交付対象者は、資金の交付対象となる研修期間終了後、引き続き、就農に向けてより高度な技術、知識等を習得するための研修、進学等(以下「継続研修」という。)を行う場合は、継続研修計画(様式第10号)を作成し、第5条第1項の手續に準じて、公社に申請するとともに、継続研修開始後1か月以内に継続研修届(様式第11号)を公社に提出する。

継続研修は準備型交付終了後**原則**1か月以内に開始するものとし、その期間は原則として4年以内とする。

以下 [略]

5～9 [略]

(返還手続き)

第10条 [略]

(返還免除)

第11条 [略]

(相談窓口)

第12条 [略]

(申請窓口)

第13条 [略]

7 準備型交付対象者が妊娠・出産又は災害により研修を休止する場合は、 _____

1度の妊娠・出産又は災害につき最長1年の休止期間を設けることができる。

以下 [略]

(研修終了後の報告・継続研修)

第9条 1～3 (1) [略]

(2) 農の雇用事業__の研修生となっている者

雇用研修実施状況の確認結果について、農の雇用事業_____

_____の事業実施主体に照会する。

(3) [略]

4 準備型交付対象者は、資金の交付対象となる研修期間終了後、引き続き、就農に向けてより高度な技術、知識等を習得するための研修、進学等(以下「継続研修」という。)を行う場合は、継続研修計画(様式第10号)を作成し、第5条第1項の手續に準じて、公社に申請するとともに、継続研修開始後1か月以内に継続研修届(様式第11号)を公社に提出する。

継続研修は準備型交付終了後____1か月以内に開始するものとし、その期間は原則として4年以内とする。

以下 [略]

5～9 [略]

(返還手続き)

第10条 [略]

(返還免除)

第11条 [略]

(相談窓口)

第12条 [略]

(申請窓口)

第13条 [略]

(交付情報の登録)

第 14 条 [略]

(サポート体制の構築)

第 15 条 公社は、交付対象者が研修終了後、円滑に就農し、定着できるよう、就農に向けた相談体制を構築し、就農先の紹介や経営開始に当たっての農地、資金の確保等交付対象者の就農に向けた課題に対し、認定研修機関、就農先、地域の関係機関と連携してサポートするとともに、当該サポート体制について公表するものとする。

(就職氷河期世代の新規就農促進事業)

第 16 条 令和 3 年度に就職氷河期世代の新規就農促進事業により研修を受け資金の交付を受ける場合は、第 1 条～第 15 条第 17 条の規定を以下により読み替えるものとする。

以下 [略]

2～3 [略]

Red horizontal lines representing redaction marks.

4 以下 [略]

(交付情報の登録)

第 14 条 [略]

Red horizontal lines representing redaction marks.

(就職氷河期世代の新規就農促進事業)

第 15 条 令和 2 年度に就職氷河期世代の新規就農促進事業により研修を受け資金の交付を受ける場合は、第 1 条～第 14 条第 16 条の規定を以下により読み替えるものとする。

以下 [略]

2～3 [略]

4 第 2 条第 3 項の (4) のアに以下を追加する。

ただし、親族が経営する農業経営体での研修 (以下「親元研修」という。) を希望する場合は、次に掲げる基準を全て満たし、親元研修はやむを得ない状況であることを福島県が認めた場合に限り、親元研修を可能とする。

(ア) ひきこもり地域支援センター若しくは生活困窮者自立支援制度において就労に向けた支援を受けている、又は受けていたこと。

(イ) 面談等の総合的な情報を基に就農に向けた研修に必要な対人関係の形成に不安を抱えている等、親族以外の研修機関等での研修が困難であると認められること。

(ウ) 親族が経営する農業経営体が第 2 条第 3 項の (1) のオの研修機関であること。

(エ) 研修計画が適切であり、計画どおり研修を実施する意欲及び能力があること。

5 以下 [略]

5 以下 [略]

6 以下 [略]

7 第5条第1項を以下のとおり変更する。

「研修計画(様式第1号)」を「研修計画(様式第20号)」に読み替える。

8 以下 [略]

9 以下 [略]

10 以下 [略]

11 以下 [略]

6 第4条第2項に以下を追加する。

親元研修をした者については、親元研修が必要な理由と同等の事情で就農しなかった場合及び虚偽の申告等を行った場合は、資金の一部または全部を返還しなければならない。

7 以下 [略]

8 以下 [略]

9 第5条第1項を以下のとおり変更する。

(1)「研修計画(様式第1号)」を「研修計画(様式第20号)」に読み替える。

(2)以下を追加する。

第15条第4項の親元研修を希望する者は、承認申請時に親元研修が必要な理由を別添8(様式)により公社に申告する。

10 第5条第2項に以下を追加する。

第15条第4項の親元研修を希望する者から申告を受けた公社は、親元研修を認めるに当たり、あらかじめ福島県に協議するものとする。

また、親元研修を認めるに当たっては、公社と福島県が中心となり、交付対象者が円滑に研修を行えるよう、ひきこもり地域支援センター、市町村の生活困窮者自立支援制度担当者及び福祉担当者、NPO法人等の関係機関と連携した支援体制を構築し、研修計画の承認、研修実施状況の確認及び研修終了後の確認を協力して行うとともに、交付対象者の状況に応じた相談対応、指導等の必要な支援を行うものとする。

11 以下 [略]

12 以下 [略]

13 以下 [略]

14 以下 [略]

<p>(その他) 第 <u>17</u> 条 以下 [略]</p> <p>附 則 この規程は、平成 24 年 6 月 1 日から施行し、 平成 24 年度事業から適用する。</p> <p>[略]</p> <p><u>附 則</u> <u>この規程は、令和 3 年 5 月 21 日から施行し、</u> <u>令和 3 年度事業から適用する。</u></p>	<p>(その他) 第 <u>16</u> 条 以下 [略]</p> <p>附 則 この規程は、平成 24 年 6 月 1 日から施行し、 平成 24 年度事業から適用する。</p> <p>[略]</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p>
--	--